

世田谷区告示第786号

平成22年4月30日世田谷区告示第337号の一部を次のように改正する。

平成22年11月30日

世田谷区長 熊本 哲之

第8の1(1)行政書士の登録方法中「行政書士用電子証明書(タイプ1-G)」を「又はセコムトラストシステムズ株式会社が発行する行政書士用電子証明書」に改める。

附 則

この告示による改正後の第8の規定(平成22年4月30日世田谷区告示第338号第8の規定により適用する場合を含む。)は、平成22年12月1日以後、世田谷区が発注する物品買入れその他の契約についての一般競争入札及び指名競争入札に参加するための資格(以下「資格」という。)を新たに申請する者及び同年11月30日において資格を有し継続申請を行う者に同年12月1日から適用する。